



島教協

《すべては「子どもたちのために」》  
**情 報**<http://www.kyougikai.org>E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 田中 勝 No.682

**平成28年島根県人事委員会要望**

平成28年9月27日、島教協は、教職員の給与や勤務条件の改善のために、島根県人事委員会へ4項目の要望を行いました。

人事委員会からは、松本事務局長、森脇企画課長、稲葉任用GL、川本給与GLが出席、島教協からは、吉田会長、田中事務局長、高橋事務局次長が参加しました。

島教協は、学校や教職員の現状を訴え理解を求めました。



要望項目と返答は次の通りです。

- 1 平成28年島根県人事委員会の給与勧告について
  - ①人事院勧告に準じ、引き上げること
  - ②教育職員の給与制度については、人材確保法に基づき適切な水準を確保されること
  - ③教育職員の部活動に対して支給される教員特殊業務手当が、最低賃金全国平均を上回るようにされること
  - ④55歳を超える教職員の昇給停止を撤廃するとともに、高齢層の給与を改善し職責に応じた支給をすること

## 返答

島根県の給与勧告は、民間給与の実態調査により、給与水準は地域民間にあわせる昨年までのやり方で行う。

部活動の手当については、文部科学省の動きを注視している。予算が動けば教育委員会と一緒に対応していく。

高齢層のモチベーションのことはよく分かるが、制度として民間と比べて若年層は低く、高齢層は高いということで、給与の総合見直しを行っている。

- 2 教職員の負担感・多忙感の解消に向けて
  - ①時間外勤務が縮減されること
  - ②健康管理のためのメンタルヘルス対策について

## 返答

人事委員会として、平成28年1月に松江北高校、8月には松江市の湖南中学校を視察した。湖南中では勤務の様子を聞いて、正直驚いた。人事委員さんもしっかりと受け止められていた。

教職員の負担感・多忙感の解消は、人事委員会報告の大きなテーマの一つだと思っている。

ただし具体的には教育委員会がどう動いてもらうかも大切ですし、個々の学校現場でも管理職をはじめ教員も負担感や多忙感をどう受け止めて、そして一緒になって働き方改革をやらないと、解消は簡単ではないと思う。

ストレスチェックは、職員自らが受けようとしなければいけない。職員も健康診断は受けるという意識をお互い持つようにしなければいけないと思う。

職員が病気になれば、個人もですが、組織にとっても損失になります。

## 3 教育職員の給与表改正(5級制)について

## 返答

教育委員会として、学校のあるべき組織のなかで、主幹教諭や指導教諭の職を設置するとか、教員のステップアップを行っていくとかを、しっかりと考えていただかなければいけないと思う。

## 4 年次有給休暇について

- ①教職員の年次有給休暇取得のための環境整備について
- ②事務処理の軽減のために、現在暦年とされている「勤務にかかる出勤簿・年休簿等の諸帳簿」を年度締めに変更することについて

## 返答

年次有給休暇については、忙しいので取れないので、働き方をどう変えていくか、年休が取りやすい環境をいかに作って行くかということになるかと思う。小中学校の実態は分かった。

暦年と年度については、県はシステムを組んでいるので、あまり問題としていないが、小中学校の状況については、県教育委員会へ様子を聞いてみる。

本日のお話は、人事委員さんへしっかりと伝える。

# 平成28年島根県人事委員会の報告と勧告

## 3年連続で月例給、ボーナス引き上げを勧告

島根県人事委員会は、平成28年10月19日島根県議会と島根県知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本年の民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方職員給与が給与制度の見直しなどにより下がったこともあり、職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この格差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

(職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって より)

### 1 報告・勧告のポイント

職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給・特別給ともに引上げ

- 月例給の引上げ(0.10%)
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)

配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げ

### 2 本年の給与改定(勧告事項) 関係部分を掲載します

- (1) 月例給 (県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ)  
(2) 期末・勤勉手当(県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.90月→3.95月)

		6月期	12月期
28年度	期末手当 勤勉手当	1.10月(支給済み) 0.75月(支給済み)	1.30月(改定なし) 0.80月(現行0.75月)
29年度以降	期末手当 勤勉手当	1.10月 0.775月	1.30月 0.775月

- (3) 実施時期 給料表の改定は、平成28年4月1日  
勤勉手当の改定は、平成28年12月1日

### 3 扶養手当の見直し 関係部分を掲載します

- 扶養手当について、国の改定に準じて改定
- 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、  
子に係る手当額を10,000円に引き上げ
- 平成29年4月から段階的に実施

行政職7級以下 教育職	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500	8,000	10,000

### 4 人事管理上の課題 関係部分を掲載します

#### (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

##### ア 時間外勤務の縮減

- 特定の職員への過度な業務集中を避けるための業務の平準化及び効率的な業務運営のための職場環境整備と、職員一人一人の効率的な業務遂行が必要
- 教育職員の負担軽減に関する国の取り組みも念頭に、学校ごとの実態を踏まえ、教育職員の多忙感・負担感の解消とゆとりを持って子供と向き合う時間の確保に向けて実効性のある具体的な取組が必要

今回の人事委員会勧告は、即決定ではありません。県教委からこの勧告を受けて改定の提示があります。島根県知事は給与改定の案を作り、県議会で決定されて初めて給与改定となります。

島教協は、11月15日に島根県教委に対し、「教員が子どもと向き合う時間を確保するための方策」を重点要望項目として、交渉を行います。交渉の結果は、島教協情報でお知らせします。